

広域求職活動費について（報告）

厚生労働省職業安定局雇用保険課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

広域求職活動費について

1. 制度の概要

- 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、広域求職活動費として、以下の交通費及び宿泊料が支給される。

① 交通費：本人の住所・居所を管轄する安定所と、訪問事業所を管轄する安定所の間の往復に要する運賃（鉄道賃・船賃・航空賃・車賃）

② 宿泊料：訪問事業所の所在地が、東京特別区 + 政令指定都市のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する地域手当の級地が5級地以上の地域である場合は1泊8,700円、それ以外の場合は7,800円 ※ 鉄道で往復400km以上の場合に限る。

2. 対応の必要性

- 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、地域手当の級地について、1級地から7級地までとなっている区分が、1級地から5級地までに再編されるため、広域求職活動費の宿泊料を1泊8,700円とする地域について、法令上の対応が必要となる。

3. 対応の概要

- 広域求職活動費の宿泊料を1泊8,700円とする地域を、改正後の一般職の職員の給与に関する法律に規定する地域手当の級地が4級地以上とする。（令和7年4月1日施行）

(改正前の地域手当の級地)

級地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地
支給割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%

(改正後の地域手当の級地)

級地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
支給割合	20%	16%	12%	8%	4%

令和7年2月6日（木）～令和7年3月7日（金）の間、行政手続法に基づく意見募集を実施。

令和7年3月下旬に雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を公布予定。